

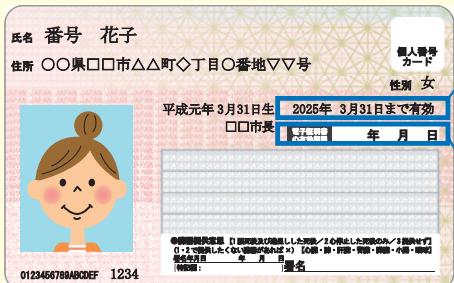
マイナンバーカード

取得して5年目または10年目の方へ 更新の手続きのご案内

＼2～3カ月前に「有効期限通知書」が届くので、手続きをしてください。／

更新の仕方

● 有効期限の確認方法



① マイナンバーカード本体の有効期限

発行から10回目の誕生日まで
※発行時18歳未満は5回目の誕生日まで。

② 電子証明書の有効期限

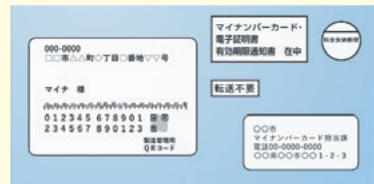
※任意記入のため空白の場合があります。

発行から5回目の誕生日まで

電子証明書の有効期限は、
マイナポータルからも確認
できます。



● 有効期限通知書(見本)



● 更新方法

有効期限の2～3カ月前をめどに「有効期限通知書」が送付されますので、内容を確認して更新手続きを行ってください。更新にかかる手数料は無料です。

マイナンバーカードの更新方法

① 以下のいずれかの方法で事前申請

スマホ or
パソコン 証明写真機 郵送

② 申請後、交付通知書が
届いたら、市区町村
窓口で交付を受ける

電子証明書の更新方法

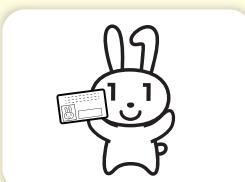
① マイナンバーカードと有効期限通知書を持参して、
お住まいの市区町村窓口で手続きをする
※有効期限通知書がなくても手続き可能。

有効期限が切れてしまったら

さまざまな行政サービス、民間サービスが利用できなくなってしまいます。お早めに更新をお願いします。



確定申告(e-Tax)



マイナポータル



銀行・証券口座開設



各種証明書の取得



病院・薬局

※健康保険証(保険資格提供)としての利用は、有効期限が切れた日から3カ月間は可能です。

電子証明書とは

間違いなく本人であることを電子的に証明して、なりすましを防ぐ1人に1つだけの『カギ』のようなものです。

パスワードを忘れたりロックが
かかってしまったときはこちら



https://www.j-lis.go.jp/jpki/idreset/idreset_index.html



マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止
については24時間365日受け付けます。